



佐賀県公報

平成16年
7月21日
(水曜日)
第 12483号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、唐津市における特定計量器定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が次のとおり行う。

平成十六年七月二十一日

佐賀県知事
古川

康

										唐津市	区域	
										非自動化 分銅及びおもり	特定計量器	
										平成一六年 八月二四日(火)	期日	
九月一日(水)	平成一六年 八月三日(火)	"	平成一六年 八月三〇日(月)	"	平成一六年 八月二七日(金)	"	平成一六年 八月二六日(木)	"	平成一六年 八月二五日(水)	"	平成一六年 八月二四日(火)	時間
一五・三〇まで	一〇・三〇から	一五・三〇まで	一三・三〇から	一二・〇〇まで	一五・三〇から	一三・三〇から	一二・〇〇まで	一〇・三〇から	一五・〇〇まで	一二・〇〇まで	一〇・三〇から	唐津市農業協同組合
唐津市役所	唐津市漁業協同組合	西唐津公民館	長松公民館	成和公民館	鏡公民館	唐津市都市コミュニティセンター	唐津市漁業協同組合	鬼塚公民館	高島支所	唐津市役所添支所	屋形石支店	検査場所

●佐賀県告示第四百九十一号

○告示

○平成十七年度佐賀県立高等学校生徒募集定員

○ □ ■

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により黒髪山鳥獣保護区内に特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり総覽に供します。

なお、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、総覽期間満了の日までに、佐賀県知事に指針案についての意見書を提出することができます。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古川 康

- | | |
|------------------------|---|
| 1
名 称 | 黒髪山特別保護地区 |
| 2
区 域 | 杵島郡山内町の町道宮野線と町道乳待坊線との交点から櫛平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から町道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場1883番2地先に至り、同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、同所から有田町と山内町との境界線を北西へ進み西有田町と山内町との境界線に至り、同境界線を北へ進み伊万里市と山内町との境界線との交点に至り、同境界線を北東へ進み立古場山山頂に至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域 |
| 3
存続期間 | 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで |
| 4
特別保護地区の保護に関する指針の案 | (1) 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分 |

森林鳥獣生息地の保護区
(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、黒髪山鳥獣保護区の中西部にあって、黒髪山や青螺山の岩場に囲まれ、シイやカシ、アカマツなどの天然林が多く、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているハヤブサの生息が確認されるなど野生鳥獣の生息区域として特に重要なことから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

(3) 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、隨時特別保護地区内を巡回する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

5
総覽期間

平成16年7月21日から平成16年8月3日まで

6
総覽場所

佐賀県生産振興部生産者支援課、武雄農林事務所及び山内町役場

7
意見書の提出先及び問い合わせ先

佐賀県生産振興部生産者支援課
郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7113）

- | |
|---|
| 1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により多良岳鳥獣保護区内に特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり総覽に供します。 |
|---|

なお、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、総覽期間満了の日までに、
佐賀県知事に指針案についての意見書を提出することができます。

平成16年7月21日

第12483号

平成16年7月21日(水)

3

新潟県佐川康

- 1 名 称
多良岳特別保護地区
- 2 区 域
多良岳県自然環境保全地域の区域（藤津郡太良町大字多良字多良嶽8377番1及び8378番並びに大字多良字経ヶ嶽8379番1の一部、8379番18の一部及び8379番36）
- 3 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
- (1) 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的
当該地域は、多良岳鳥獣保護区の南西にあって、自然性、希少性の高い天然林が存在し、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているオオアカゲラやヤマネのほか複数の県内希少鳥獣の生息が確認されるなど、野生鳥獣の生息地として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。
- (3) 特別保護地区の管理方針
区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、隨時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。
また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被

害防止に努める。

5 総覽期間

平成16年7月21日から平成16年8月3日まで

6 総覽場所

佐賀県生産振興部生産者支援課、鹿島農林事務所及び太良町役場

7 意見書の提出先及び問い合わせ先

佐賀県生産振興部生産者支援課

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7113）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天ヶ瀬土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年7月21日

新潟県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	江頭 昇	多久市多久町2739番地14	平成16年5月31日退任
"	永渕 晴彦	" 南多久町大字長尾1665番地	"
"	中山 征人	" "	289番地
"	中島 俊三	" "	2680番地
"	山田 忠	" "	3304番地
"	川島 正芳	" 南多久町大字下多久5446番地	"
"	塙原 文夫	" "	3893番地
"	梶原 守	" 多久町1599番地2	"
"	田代 純一	" " 427番地	"
"	岡村 栄児	" " 4173番地1	"
"	岡島 忠彦	" " 4581番地1	"
"	塙原 一郎	" 西多久町大字板屋6503番地	"
"	山下 正人	" 南多久町大字長尾786番地	"
"	鷲崎 春次	" " 大字下多久4416番地2	"
"	坂口 博宣	" 多久町7589番地	"

平成16年7月21日（水）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地

改良事業（澁水防除 クリーケ防災機能保全対策）芦刈地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月31日県営土地改良事業（広域農地農道整備）佐賀北部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古川 康

平成16年3月19日県営土地改良事業（ため池等整備）鹿ノ口地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年7月21日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日	平成16年7月21日	佐賀県知事 古川 康
理事	江頭 幸夫	佐賀郡川副町大字大井道1776番地	平成16年4月1日	1	縦覧に供する書類
"	八谷 恒敏	" 大字早津江1572番地の5	"		県営土地改良事業（澁水防除 クリーケ防災機能保全対策）芦刈地区の土
"	深川 一廣	" 大字西古賀253番地の2	"		地改良事業計画書の写し
"	園田 新一	" 大字大井道1155番地の2	"	2	縦覧の期間
"	江島 義興	" 1119番地口	"		平成16年7月22日から平成16年8月18日まで
"	高祖 平男	大字鹿江1790番地	"	3	縦覧の場所
"	糸山 忠昭	大字早津江969番地の5	"		芦刈町役場
"	式町 功	大字福富261番地	"		
"	池田 一隆	大字早津江932番地第1	"		
"	坂田 清美	大字大井道917番地の1	"		
"	内田 善孝	" 1570番地30	"		
"	大坪 和彦	大字鹿江459第2-460第2番地合併	"		
"	坂井 光行	大字大井道2337番地	"		
"	野中 俊彦	" 617番地2	"		
"	矢ヶ部則章	" 118番地	"		
"	富崎 忠喜	大字福富791番地	"		
"	田中 信	大字西古賀1213番地	"		
"	高祖 政廣	大字鹿江1783番地	"		
"	牟田 守	大字小々森758番地の4	"		
"	石田 政敏	" 2534番地	"		
監事	副島 一之	大字南里2051番地2	"		
"	田中清四郎	大字大井道1627番地	"		
"	中島 義信	大字小々森2605番地	"		
"	坂田 明	大字大井道658番地の3	"		

港湾法（昭和25年法律218号）第3条の3第9項の規定により、唐津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成16年7月21日

唐津港港湾管理者 佐賀県

代表者 佐賀県知事 古川 康

1 港湾計画の変更の概要

唐津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設設計画（追加）

緑地

地区名	面積(ヘクタール)
佐志地区	8

(2) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積(ヘクタール)	用途
佐志地区	1	交通機能用地
	8	緑地
	10	都市機能用地

2 港湾計画範囲の場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県交通政策部港湾課

（施行期日）
（経過措置）

- 1 ノの規則は、平成十七年四月一日から施行する。
2 ノの規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程及び学科や、ノの規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第一に定められていないものは、同表の規定にかかる。平成十九年三月三十一日よりの間、存続するものとする。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をノハニ公布する。

平成十六年七月二十一日

○ 教育委員会事項

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をノハニ公布する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第十六号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

●佐賀県教育委員会規則第十四号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和二十九年佐賀県教育委員会規則第十九号）の一部を次の如くに改正する。

別表第一中

佐賀県立東松浦高等学校	全日制課程	普通科	昼間
佐賀県立唐津北高等学校	全日制課程	普通科	昼間

を

佐賀県立唐津青翔高等学校	全日制課程	普通科	昼間
--------------	-------	-----	----

に改める。

附 則
(施行期日)

1 ノの規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 ノの規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程及び学科や、ノの規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第一に定められていないものは、同表の規定にかかる。平成十九年三月三十一日よりの間、存続するものとする。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をノハニ公布する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠一郎

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のとおりに改正する。

別表中 「佐賀県立東松浦高等学校」を「佐賀県立唐津青翔高等学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 ノの条例は、平成十七年四月一日からの施行である。

(経過措置)

2 ノの規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「改正後の規則」といふ。）の規定は、平成十七年四月一日以後に高等学校に入學する者からの適用し、同日前に入學した者については、改正後の規則の規定にかかるものとする。なお従前の例による。

平成17年度佐賀県立高等学校生徒募集定員は、次のとおりです。

平成16年7月21日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

[全日制課程]

					普通科体育コース	1	40	
5	佐賀西	普通科				8	320	320
6	佐賀北	普通科				7	280	320
7	致遠館	普通科英語コース 芸術コース				4	160	240
8	小 城	普通科				7	280	280
9	唐津東	普通科				6	240	240
10	唐津西	普通科				5	200	240
11	巖 木	普通科				4	160	160
12	唐津青翔	普通科				4	160	160
13	伊万里	普通科				6	240	240
14	武 雄	普通科				5	200	200
15	武雄青陵	普通科				3	120	120
16	白 石	普通科				5	200	200
17	鹿 島	普通科				4	160	200
		普通科理数コース				1	40	
18	太 良	普通科				2	80	80
19	牛 津	生活経営科				1	40	160
		服飾デザイン科				1	40	
		食品調理科食品栄養コース				1	40	
3	神 埼	普通科	5	200	200			
4	佐賀東	普通科	7	280	320			

		食品調理科調理師コース	1	40				建築科	1	40	
20	高志館	食品流通科 園芸工学科 緑地土木科	1 1 1	40 40 40	120		26	唐津工業 機械科 電気科 建築科 土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160
21	唐津南	生産技術科	1	40	120		27	有田工業 機械科 電気科 セラミック科 デザイン科	2 1 1 1	80 40 40 40	200
22	伊万里農林	食品流通科 生活教養科 生物生産科 食品化学科 森林工学科	1 1 1 1 1	40 40 40 40 40	120		28	塩田工業 機械科 情報技術科 電気科 建築科	1 1 1 1	40 40 40 40	160
23	佐賀農業	生産科学科 食品産業科 生活文化科 農業土木科	1 1 1 1	40 40 40 40	160		29	鳥栖商業 商業科 流通経済科 情報管理科	3 1 1	120 40 40	200
24	鳥栖工業	機械科 電子機械科 電気科 建築科 土木科	2 1 1 1 1	80 40 40 40 40	240		30	佐賀商業 商業科 国際経済科 情報処理科	4 1 2	160 40 80	280
25	佐賀工業	機械科 電気科 電子情報科	2 2 2	80 80 80	280		31	唐津商業 商業科 会計科	4 1	160 40	200
							32	伊万里商業 商業科	4	160	200

		情報処理科	1	40	
33	杵島商業	商業科 情報処理科	2 1	80 40	120
34	鹿島実業	商業科 情報処理科 生活経営科 食品調理科	1 1 1 1	40 40 40 40	160
35	神崎清明	総合学科	4	160	160
36	多久	総合学科	4	160	160
37	嬉野	総合学科	4	160	160
県 合 計			185	7,400	7,400

〔定期制課程〕

学 校 名	学 科 ・ コ ー ス 名	学 級 数	定 員	計
1 烏栖	普通科	1	40	40
2 鳥栖工業	機械・電気科	1	40	40
3 佐賀工業	機械・電気科	1	40	40
4 有田工業	セラミック・デザイン科	1	40	40
5 佐賀商業	総合文化科	1	40	40
6 唐津商業	商業科	1	40	40
7 伊万里商業	商業科	1	40	40
県 合 計			7	280
				280

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十一日印
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日